

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税等に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寿都町は、住民基本台帳に関する事務に関する特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

北海道寿都町長

## 公表日

令和1年6月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	税等に関する事務
②事務の概要	<p>市町村は「地方税法」及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を地方税の賦課徴収または地方税に関する調査(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれら法律に基づく条例によるもの)に関する事務を取り扱う。</p> <p>寿都町税条例及び寿都町国民健康保険税条例に基づく税の賦課徴収等の適正かつ効率的な執行のため、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①個人住民税の賦課、更正、減免、徴収及び課税・非課税証明書、所得証明書の発行            ②固定資産税の賦課、更正、減免、徴収及び評価・公課証明書の発行            ③軽自動車税の賦課、更正、減免、徴収            ④国民健康保険税の賦課、更正、減免、徴収            ⑤納税証明書の発行            ⑥課税情報の照会、回答            ⑦口座振替処理            ⑧過誤納が発生した納税義務者へ還付・充当処理            ⑨督促及び催告処理            ⑩滞納管理、地方税法に基づく調査</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険税システム、各手申告支援システム、国税連携システム、地方税ポータルシステム、収納管理システム、歳入管理システム、宛名管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税ファイル、固定資産税ファイル、軽自動車税ファイル、国民健康保険税ファイル、確定申告支援ファイル、国税連携ファイル、地方税ポータルファイル、収納管理ファイル、歳入管理ファイル、宛名管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第16項 法第9条第1項 別表第一16項 平成26年内閣府・総務省令第5号第16条 番号法第9条第3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号 別表第二            【情報提供】            1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 8            4, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 104, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120項            【情報照会】27項            平成26年内閣府・総務省令第7号            【情報提供】1, 2, 3, 4, 6, 7, 10, 12, 13, 19, 20, 21, 22, 23, 25, 28, 31, 銅, 35, 36, 37, 38, 40, 43, 44, 47, 49, 50, 51, 54, 55, 58, 59条            【情報照会】20条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務財政課
②所属長の役職名	総務財政課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>寿都町役場総務財政課総務係            〒048-0406 寿都郡寿都町字渡島町140番地1            電話 0136-62-2511 FAX 0136-62-3431            E-mail soumu@town.suttu.lg.jp</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>寿都町役場総務財政課税務第一係            〒048-0406 寿都郡寿都町字渡島町140番地1            電話 0136-62-2512 FAX 0136-62-3431            E-mail zeimu@town.suttu.lg.jp</p>

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

